

貨物利用運送事業法（外国人国際貨物利用運送事業を除く）

1. 案内情報

手続名：・第二種貨物利用運送事業の休止及び廃止の届出

手続根拠：・貨物利用運送事業法第31条
・貨物利用運送事業法施行規則第16条

手続対象者：・第二種貨物利用運送事業を休止又は廃止した者

提出時期：・第二種貨物利用運送事業を休止又は廃止した日から30日以内

提出方法：・第二種貨物利用運送事業の休止又は廃止届出書を作成の上、以下へ提出して下さい。

- ・鉄道貨物利用運送事業
- ・内航貨物利用運送事業
- ・外航貨物利用運送事業
- ・国内航空貨物利用運送事業
- ・国際航空貨物利用運送事業

提出先については、別添提出先一覧表をご参照下さい。

手数料等：・なし

添付書類・部数：・添付書類はなし。

・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

相談窓口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。

受付時間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

申請書提出先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。

連絡先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。